

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	56-2	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法施行令	根拠条項	4	許認可等の内容	製菓衛生師名簿の登録の消除		
<p>○製菓衛生師法施行令 (抄) [昭和四十一年十二月二十四日政令第三百八十七号] (登録の消除)</p> <p>第四条 名簿の登録の消除を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 製菓衛生師が死亡し、又は失踪 (そう) の宣告を受けたときは、戸籍法 (昭和二十二年法律第二百二十四号) による死亡又は失踪 (そう) の届出義務者は、三十日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。</p>							